督促状がハガキに変わります

現在、納期限内に納付されなかった市税等については、納税義務者等へ、督促状を封筒に入れて郵送しています。

平成２４年２月発送分からは、督促状がハガキに変わります。

このハガキは、３枚の紙が圧着されており、一度開いた用紙は、再び接着できない仕様です。

表面は、宛名と発信元のみの表示となりますので、ハガキの表・裏の左下から開いて、内容をご確認ください。

納付方法

督促状の所定の部分を切り取った上、金融機関等の納付場所に持参し、お支払いいただくことになります。

税の納付は期限内にお願いします。

滝のシブキちゃん ©やなせたかし

問い合わせ先

収納課　☎53−1095

事業所の皆さんへ
経済の国勢調査を実施します！

平成24年 経済センサス 活動調査

経済センサス活動調査とは、日本の経済力を知るための調査です。

対象の事業所

全国すべての事業所が対象です。ただし、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務および国・地方公共団体の事業所は除きます。

調査項目

①経営組織②事業所の開設時期③従業者数④事業所の主な事業の内容⑤売上および費用の金額⑥事業別売上金額などを記入していただきます。

調査方法

①支社・支店等のない単独の事業所と、新設の事業所については、知事が任命する調査員が平成２４年１月に各事業所に伺って調査票を配布し、２月から調査票の回収に伺います。

②支社・支店等を有する企業については、支社・支店等の調査票を含め、本社へ郵送で調査票を送付し、本社で取りまとめの上、郵送またはインターネットでご提出いただきます。

問い合わせ先　政策企画財政課　☎53−3114

固定資産税班から

償却資産の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産は、所有者からの申告に基づくものです。ただし、耐用年数が１年未満のものや取得価格が１０万円未満で、税務会計上、一時に損金の額に算入しているものや、２０万円未満で法人税法上、または所得税法上一括して３年間で償却を行う償却資産は課税対象となりません。

該当する償却資産のある事業所および個人の方は、平成２４年１月１日現在の償却資産について、平成２４年１月３１日までに申告をしてください。

償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる有形資産のことです。土地・家屋以外で、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く）等です。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成２４年度固定資産税の課税にあたり、平成２３年（１月～１２月）中に新・増築または取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税班で行っています。適正課税のため、平成２３年以前に取り壊した家屋については、平成２３年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成２３年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。

土地評価の特殊なケースでは申し出を！

香美市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因すべてを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方は、ご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例（一部）

・公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
・特別に災害の危険性が高い土地など。

【問い合わせ先】税務課 固定資産税班　☎53−3116

固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年１月１日（「賦課期日」といいます）の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは具体的に次のとおりです。

①土地の場合
土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
②家屋の場合
建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
③償却資産の場合
償却資産課税台帳に所有者として登録されている方